

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

1 新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催状況

令和2年2月14日に「日進市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症に係る防疫・その他の対策について、関係部局が連携を図りながら実施しています。

開催回	開催日	主な議題
第1回	令和2年 2月14日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ○国内の患者発生状況について（2/12 現在） 国内事例16名、帰国者事例12名、合計28名。 ○現在までの対応について 市民・医療機関への周知、庁内連絡会議開催、市民向け啓発ポスター・チラシの掲示配布（各公共施設、学校、保育園等）、手指消毒液の増設、議会説明会での説明（2/7）、市内高齢者・障害者施設、事業所へのチラシ配布及び情報提供。 ○今後の対応について（案） 対策本部の設置、感染症予防対策の徹底を図る。
第2回	令和2年 2月19日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催のイベント等の開催について <ul style="list-style-type: none"> ・予防対策を講じられる小規模なものは開催可。 ・不特定多数が集まり密閉される環境のものは、中止の判断もやむを得ない。
第3回	令和2年 2月27日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催のイベント等の開催について 3月31日まで自粛。 ○体調不良者の施設来館について 体調不良の方には施設利用の自粛を呼びかける。 （チラシを作成し配布） ○消毒用アルコールについて 避難所用の備蓄分も活用する。 ○マスクについて 窓口業務を中心に、職員はマスクを着用とする。 ○今後の対応策について 職員感染時の対応、業務継続計画の改定、施設利用者の感染発生時の消毒対応の検討を行う。
第4回	令和2年 3月13日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント・会議等の中止及び延期の期間について 3月31日までの自粛に据え置く。 ○市内で新型コロナウイルス感染症が発生した際の対応について 市民・事業者等からの連絡時に利用する「聞き取り票」を作成。 ○日進市職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した

		<p>場合等の取扱いについて</p> <p>別途取扱いを定めることとする。</p> <p>○新型コロナウイルス感染者発生時の報道対応について</p> <p>基本的には県の公表によるが、勤務先が公表している場合は、対策本部で判断する。</p> <p>○公共施設で感染者が出た場合の消毒作業について</p> <p>契約を含め、速やかに実施できる体制をつくる。</p> <p>○中央環境センター（エコドーム）における開設判断基準（案）について</p> <p>リサイクルショップ「あいさ」は休館とする。</p>
第5回	令和2年 3月23日（月）	<p>○イベント・会議等の中止及び延期の期間について</p> <p>自粛期間を4月30日まで延長。</p>
第6回	令和2年 3月27日（金）	<p>○新型コロナウイルス感染症に関する愛知県教育委員会の動きについて</p> <p>県内の小中学校は4月6日から開校。今後も県の方針に基づき対応予定。</p> <p>○休館中の公共施設及び休止中のサービス再開時期について</p> <p>4月30日まで延長し、一部開館している施設についても4月1日から30日まで閉館。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策による公の施設の臨時休業に伴う損害等への対応方針について</p> <p>契約書や協定書に基づき対応する。</p>
第7回	令和2年 4月3日（金）	<p>これまでの対応事項についての再確認及び市職員へ外出行動の自粛を改めて周知する。</p>
第8回	令和2年 4月6日（月）	<p>○新型コロナウイルス感染疑い職員の発生について</p> <p>委託業者からの連絡を受け、4月6日から当該職員の近傍職員4名を自宅待機とした。また、業者によるフロア消毒を行うこととする。</p> <p>○市立小中学校の休業延長について</p> <p>本日の県教育委員会の通知を受け、4月8日から19日まで臨時休業とした。児童クラブ、放課後子ども教室は、4月7日から19日まで春休みと同対応とする。</p>
第9回	令和2年 4月10日（金）	<p>○イベント・会議等の中止及び延期の期間について</p> <p>県の緊急事態宣言を受け、5月31日まで延長。</p> <p>○休館中の公共施設及び休止中のサービス再開時期について</p> <p>同様に5月31日まで延長。</p> <p>○市立小中学校の休業延長について</p> <p>5月10日まで延長し、11日から15日までは午前中のみの授業とする。</p>

		<p>○新型コロナウイルス感染者発生時の放課後児童クラブ等の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園は、4月13日から18日は保護者の準備期間として従来通り実施。4月20日から5月6日は可能な限り利用を控えるよう依頼。 ・放課後児童クラブ（民間含）は4月13日から18日は保護者の準備期間として従来通り実施。4月20日から5月9日は可能な限り利用を控えるよう依頼。 ・放課後子ども教室は4月13日から17日は保護者の準備期間として従来通り実施。4月20日から5月8日は家庭の事情で利用が必要な方には「事前届け出制」に縮小して開所。
第10回	令和2年 4月15日（水）	<p>○新型コロナウイルス感染防止を図るための職員の勤務体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の在宅勤務の実施方法について定め、4月16日から実施する。 ・会議室の一室を執務室に転用し、事務室内の密度を下げ、接触行動を削減する。 <p>○エコドームについて</p> <p>4月7日付けで環境省から通知があり、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、安定的に業務を継続することが求められる廃棄物処理施設に含まれるため、継続する。</p> <p>○備蓄マスクの活用について</p> <p>電子会議室で、各部に必要配布枚数を照会する。</p>
第11回	令和2年 4月27日（月）	<p>○特別定額給付金（仮）の実施体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV避難者支援について、関係課と協力して対応に当たることとする。 ・少しでも早く申請書を発送できるよう調整を進める。 <p>○愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県実施の協力金と市独自の協力金を予定している。 ・市独自の対象事業所は、「県の休業要請の対象で要件が満たせず対象外となった事業所」となる。 <p>○寄付金の受入れについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、寄付金の受入れ先がないため、対策本部事務局で受入れ先を設けることとする。
第12回	令和2年 5月8日（金）	<p>○イベント・会議等の中止及び延期の期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の期間が延長されたが、本市は既に中止及び延期期間を5月31日までとしているため、据え置くこととする。

		<p>○休館中の公共施設及び休止中のサービス再開時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同様に5月31日まで据え置くこととする。 <p>○特別定額給付金事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の申請受付業務に必要な人員については、市全体で協力していくこととする。
第13回	令和2年 5月15日（金）	<p>5月14日、愛知県は国の緊急事態宣言から解除。ただし、愛知県独自の緊急事態宣言及び緊急事態措置は5月31日まで継続。</p> <p>○イベント・会議等の中止及び延期の期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県の対応方針等を参考に、感染予防対策を講じた上で6月1日から段階的に開催していくこととする。 <p>○休館中の公共施設及び休止中のサービス再開時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同様に6月1日から段階的に開館及びサービスを再開していくこととする。
第14回	令和2年 5月26日（火）	<p>5月25日、全都道府県で国の緊急事態宣言が解除され、26日に愛知県独自の緊急事態宣言及び緊急事態措置も解除となり、愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針が策定された。</p> <p>○休館中の公共施設及び休止中のサービス再開に向けての利用条件等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本として、県の指針に沿った形で、順次再開していくこととする（イベントについても同様）。 ・来館時はマスク着用を求め、発熱(37.5℃以上)時や体調不良時は入館等をお断りする。 <p>○対策本部の位置づけについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の解除に伴い、特別措置法に基づく対策本部は5月25日で廃止となるが、今後も任意の対策本部として設置を継続する。
第15回	令和2年 6月29日（月）	<p>○各施設の利用状況等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設において、6月1日から感染予防対策を講じながら段階的に開館等しているが、特に問題は発生していないことを確認。 ・福祉会館のカラオケ・スタジオの利用については、全国的な状況等を踏まえ、利用の中止を当面の間延長することとする。 ・野方三ツ池公園内の噴水については、水を循環させているため、当面は運転を控えることとする。
第16回	令和2年 7月14日（火）	<p>○コミュニティサロンについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉会館のコミュニティサロンの再開については、全

		<p>国的な感染拡大の状況に鑑み、8月は開催をしないこととする。9月以降の開催の可否については、状況を見て改めて判断するが、感染予防対策について検討を進めておくこととする。</p>
第17回	令和2年 7月22日(水)	<p>○市内での感染者の発生について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状では公共施設の休館やイベント・会議等の中止は行わない。ただし、今後の感染拡大状況に応じて、都度協議を行うこととする。 ・今後、急速な感染症のまん延が確認された場合、公共施設を休館する場合があるので、対応できる体制を整えておくこととする。
第18回	令和2年 7月25日(土)	<p>○市内での感染者の発生について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月21日から23日にかけて、市内の感染者数は計5名発生している。 ・公共施設の休館等については、今後、感染経路不明な市中感染が広まった場合や感染経路が判明していても集団感染などが発生した場合に、改めて協議を行うこととする。 ・イベントについては、実施する場合は感染予防対策を徹底することとし、状況により急遽中止となる場合があることを併せて周知しておくこととする。 ・会議については、集まらないとできない場合は感染予防対策を徹底した上で開催とするが、それ以外の場合は極力、書面又はオンライン会議等で開催することとする。
第19回	令和2年 8月7日(金)	<p>○公共施設の休館等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月25日から8月6日にかけて、市内の感染者数は計19名発生している。 ・公共施設については、多くの人の往来が想定されるお盆期間中(8月13日(水)～16日(日))において、サービスを一部休止する。
第20回	令和2年 8月14日(金)	<p>○公共施設の休館等の延長について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月14日現在の市内在住者の感染者数が42名となっている。高齢者から若者まで発生しており、より一層の感染予防を進める必要がある。 ・公共施設については、サービス等の一部休止を8月24日(月)まで継続する。 ・濃厚接触者の生活支援について、市民へ周知していく。

第 21 回	令和 2 年 8 月 21 日 (金)	○公共施設の休館等の延長について ・市内での感染者が減少傾向にあるため、公共施設の休館等のサービス休止を、愛知県の緊急事態宣言の期間であり、市内小中学校の夏休み期間の最終日である 8 月 24 日 (月) までとする。
第 22 回	令和 2 年 8 月 31 日 (月)	○8 月 25 日以降の公共施設におけるサービス等の対応について ・図書館は、現在一部休止している施設（閲覧席、学習室等）を、10 月以降に段階的に再開する予定。
第 23 回	令和 2 年 9 月 23 日 (水)	○10 月以降の公共施設におけるサービス等の対応について ・図書館は学習室の利用が多いことが想定されるため、再開に当たっては、会議室の利用を検討しておく。 ・スポーツセンターのサウナ・浴槽の利用について、人数制限等感染予防対応を徹底する。

※令和 2 年 2 月 28 日以降、対策本部事務局を健康課から、企画政策課に変更。

※4 月 16 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づく緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大。愛知県は特定警戒都道府県に指定。

※5 月 4 日、特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が 5 月 31 日まで延長。

※5 月 14 日、愛知県を含む 39 県で特別措置法に基づく緊急事態宣言解除。ただし、愛知県独自の緊急事態宣言及び緊急事態措置は 5 月 31 日まで継続。

※5 月 25 日、全都道府県で特別措置法に基づく緊急事態宣言解除。

※5 月 26 日、愛知県独自の「緊急事態宣言」「緊急事態措置」解除。

※7 月 21 日、愛知県から「警戒領域」に基づく要請。

※7 月 29 日、愛知県から「厳重警戒」の要請。

※8 月 6 日、愛知県独自の「緊急事態宣言」を発出。期間は 8 月 6 日 (木) から 8 月 24 日 (月) までの 19 日間。

※8 月 24 日、愛知県独自の「緊急事態宣言」解除、「厳重警戒」の要請。

※9 月 18 日、愛知県独自の、「厳重警戒領域」を「警戒領域」に移行。

2 新型コロナウイルス感染症対策本部電子会議開催状況

軽微な事案や情報共有については、対策本部委員による電子会議を実施しています。（対策本部会議の内容を再確認するものは省略）

開催日	主な議題
令和2年 2月28日（金）	○本会議及び委員会（分科会含む）出席者のマスク着用について 本会議・委員会出席者はマスクを着用する。
令和2年 3月5日（木）	○福祉会館の閉館について 3月11日から31日まで閉館とする。ただし、配本サービス、児童クラブは実施する。 ○図書館の臨時休館について 3月7日から31日まで休館する。
令和2年 3月17日（火）	○市内に新型コロナウイルス感染症が発生した際の対応について 職員向け対応方針案の意見集約と内容の修正。
令和2年 3月19日（木）	○新型コロナウイルス感染症対応に係る名簿及び伝達フローについて 内容を一部修正。
令和2年 3月30日（月）	○感染症が発生した場合の対応について（他市への聞き取り） 感染者が発生している他市の対応を共有。
令和2年 4月6日（月）	○1階フロアの消毒作業について 消毒作業の報告。
令和2年 4月13日（月）	○行政区への要請について 区・自治会活動、回覧等の自粛要請の通知連絡。
令和2年 4月23日（木）	○マスクの配布先について これまでに寄附いただいたマスクと、非常用に市が備蓄していたマスク 合計 16,510 枚を、医療機関、高齢者事業所、障害者事業所、保育園、児童クラブ等に配布することとした。
令和2年 4月27日（月）	○友好自治体の宿泊助成について 現在、5月6日まで受付を中止しているが、愛知県及び友好自治体（長野県・三重県）の緊急事態宣言の解除日まで延長する。 ○法律相談（毎週金曜日）について 電話での問合せが増加しており、相談室の飛沫感染防止パネルが設置できたことで、5月15日より相談を再開する。
令和2年 6月10日（水）	○図書館の会議室等再開について 図書館に設けている利用制限について、段階的に再開していく。
令和2年 7月10日（金）	○新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全安心宣言施設」について 愛知県が行う「安全安心宣言施設」に、にぎわい交流館が申請する。

令和2年 7月27日(月)	○名古屋学芸大学子どもケアセンター内子育て支援センターの休館について 名古屋学芸大学(名古屋キャンパス)の学生が7月24日に新型コロナウイルス感染症の陽性者と判定されたことに伴い、7月27日(月)から8月31日(月)まで休館とする。
令和2年 8月13日(木)	○シルバー人材センター事業の休業延長について シルバー人材センターが「あいさ」、「こどものおさらい教室」、「シルバーサロン」の休業を8月31日まで延期する。

3 新型コロナウイルス感染症対策本部連絡会議開催状況

1、2の会議の他、必要に応じて関係部局による連絡会議を実施しています。

開催日	主な議題
令和2年 1月29日(水)	○国内の患者発生状況について ○現在までの対応について 市民への周知(ホームページ掲載)、医療機関への周知、庁内掲示板での周知を実施。 ○今後の対応について 庁内情報共有、市対策本部設置時期、周知・啓発(市民、保育園、幼稚園等、学校、高齢者施設)、医療機関・保健所等関係機関等との連携、消毒資材の調達を行う予定。
令和2年 3月5日(木)	○公共施設の臨時休館について 福社会館と図書館の臨時休館を決定。
令和2年 3月9日(月)	○濃厚接触者の公共施設利用について 利用を自粛していただく。 ○混雑緩和の協力依頼について 混雑時を避けて来庁いただくよう、市ホームページや窓口ポスター掲示等で広報する。待合席に密集しないよう、予備の折り畳み椅子等を1階に用意する。 ○換気の呼びかけについて 館内放送でも呼びかけることとする。
令和2年 3月16日(月)	○職員のマスク着用について(徹底の呼びかけ) 職員に対し、マスク着用徹底を改めて周知する。
令和2年 4月5日(日)	○新型コロナウイルスに感染疑いのある事案の発生について 対応を緊急協議。職員で周辺の消毒作業を実施し、近傍席の職員4名について、念のため自宅待機とすることとした。
令和2年 4月6日(月)	○1階フロアの消毒について 発症の有無にかかわらず、専門業者による消毒作業を行うこととした。